

JIS

電池用電解二酸化マンガン

JIS K 1467 : 2003

(BAJ/JSA)

(2007 確認)

平成 15 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	川 瀬 晃	セイコーインスツルメンツ株式会社
(委員)	齋 藤 壽	社団法人日本分析機器工業会
	角 田 欣 一	群馬大学
	中 村 進	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 村 洋	東京理科大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	槇 宏	日本プラスチック工業連盟
	松 本 潔	社団法人日本化学工業協会
	松 本 保 輔	財団法人化学物質評価研究機構
	森 崙 功 一	社団法人日本試薬協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 40.6.1 改正：平成 15.5.20

官 報 公 示：平成 15.5.20

原 案 作 成 者：社団法人電池工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3 丁目 5-8 TEL 03-3434-0261)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長代理 二瓶 好正)

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会 (委員長 川瀬 晃)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人電池工業会(BAJ)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 1467:1984** は改正され、この規格に置き換えられる。

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 品質	2
4. 試料採取方法	2
5. 試験方法	2
5.1 一般事項	2
5.2 二酸化マンガン	2
5.3 水分	4
5.4 塩酸不溶分	4
5.5 鉄	5
5.6 鉛	6
5.7 銅	7
5.8 硫酸イオン	9
5.9 pH 値	10
5.10 ふるい残分	11
5.11 見掛密度	12
6. 包装	13
7. 表示	14
解 説	15

電池用電解二酸化マンガン

Electrolytic Manganese Dioxide for Batteries

1. 適用範囲 この規格は、電池に用いる電解二酸化マンガン（以下、電池用電解二酸化マンガンという。）について規定する。
2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0010 標準物質—標準液—銅
JIS K 0015 鉛標準液
JIS K 0016 鉄標準液
JIS K 0028 硫酸イオン標準液
JIS K 0050 化学分析方法通則
JIS K 0116 発光分光分析通則
JIS K 0121 原子吸光分析通則
JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水
JIS K 8005 容量分析用標準物質
JIS K 8085 アンモニア水（試薬）
JIS K 8116 塩化アンモニウム（試薬）
JIS K 8155 塩化バリウム二水和物（試薬）
JIS K 8160 塩化マンガン（Ⅱ）四水和物（試薬）
JIS K 8180 塩酸（試薬）
JIS K 8247 過マンガン酸カリウム（試薬）
JIS K 8519 しゅう酸二水和物（試薬）
JIS K 8550 硝酸銀（試薬）
JIS K 8951 硫酸（試薬）
JIS P 3801 ろ紙（化学分析用）
JIS R 1301 化学分析用磁器ろつぼ
JIS R 3503 化学分析用ガラス器具
JIS Z 8703 試験場所の標準状態
JIS Z 8801-1 試験用ふるい—第1部：金属製網ふるい
JIS Z 8802 pH測定方法